

エネルギー・環境会議 運営要領

〔平成 23 年 6 月 22 日〕
〔エネルギー・環境会議決定案〕

エネルギー・環境会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料及び議事要旨については、会議終了後、原則として、公表する。但し、議長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公表とすることが出来る。
2. 会議終了後、事務局長又は事務局長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。